

沼田市水道料金あり方検討委員会会議録

|               |                                                                                                                                                    |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名           | 第5回沼田市水道料金あり方検討委員会                                                                                                                                 |
| 日 時           | 令和6年9月27日（金）午後1時30分～3時35分                                                                                                                          |
| 場 所           | テラス沼田4階 防災会議室401                                                                                                                                   |
| 出席委員<br>(敬称略) | 米本委員長、青地副委員長、井熊委員、伊藤委員、久保委員、近藤委員                                                                                                                   |
| 市             | 武井都市建設部長、関上下水道経営課長、小野上下水道整備課長<br>本間経営係長、根岸経理係長、生方主任<br>オリジナル設計（株）酒井氏、石川氏                                                                           |
| 資 料           | 1 開会<br>2 あいさつ<br>・委員長<br>・都市建設部長<br>3 議題<br>（1） 前回までのまとめ<br>（2） 答申（案）<br>（3） 今後のスケジュール<br>4 その他<br>5 閉会<br>・次第<br>・沼田市水道料金あり方検討委員会（第5回）資料<br>・答申案 |

|     |                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議録 | 1 開会                                                                                                                                      |
|     | 2 あいさつ                                                                                                                                    |
|     | ・ 委員長                                                                                                                                     |
|     | ・ 都市建設部長                                                                                                                                  |
|     | 3 議題                                                                                                                                      |
|     | ○ 議事                                                                                                                                      |
|     | (1) 前回までのまとめ                                                                                                                              |
|     | 事務局より、沼田市水道料金あり方検討委員会（第5回）資料に基づき、説明                                                                                                       |
|     | 【質疑・意見】                                                                                                                                   |
|     | 委員 書き方の問題ではあるが、資料の2ページ1-1 沼田市水道事業の沿革の中で、昭和29年に4箇村合併していると書いてあるが、水道事業は沼田町だけである。平成17年の部分では注釈として、※2村は共に簡易水道事業と記載されている。昭和29年の部分にも同様に注釈を加えるべきだ。 |
|     | 事務局 ご指摘のとおり修正させていただきたい。                                                                                                                   |
|     | 委員 答申後、議会への説明になると思うが、中身について議員が分かるかという心配がある。                                                                                               |
|     | 事務局 議員には委員会等の場にて、その都度会議の内容は伝えている。答申後は、委員会の内容についてHPにて公表されるが、別の機会により全議員に対して今までの経過と答申内容、答申に至るまでの経過を伝える予定である。                                 |
|     | 委員 説明の中ではこれまでの資料も使用されるのか。                                                                                                                 |
|     | 事務局 必要に応じて使用する予定である。                                                                                                                      |
|     | 委員 説明時には基本パターンという言葉が1人歩きしないようにしていただきたい。当初の事務局案に対して、最終的に、どのようにして今回の答申になったのかということを説明していただきたい。                                               |

(2) 答申(案)

事務局より、沼田市水道料金あり方検討委員会(第5回)資料に基づき、説明

【質疑・意見】

委員 新浄水場の建設を理由に、水道料金を上げるという捉え方をされそうな表現になっているが、将来的には、一般会計からの繰入や老朽管の更新等、幅広い考え方を持った答申案を作成した方が市民には料金改定の理由が分かりやすいと思う。

事務局 附帯意見の方を修正させていただきたい。

委員 一般会計からの繰入について、経営戦略における財源に関する取組では、新浄水場建設に係る事業費を全額水道料金に求めた場合、急激な値上げが予想されるため、事業費の一部を市長部局と協議し、一般会計繰入金を活用を検討するということが明記されているが、違和感を感じたのは、本来水道事業というのは独立採算であるべきであり、そこに市民の税金の一般会計を委員会として繰入れてほしいということではなく、経営戦略に書いてある事項を実行してほしいというような意味合いをもつ附帯意見とするのが良いと感じる。

また、地方公営企業の繰出金については基準があるため、そこを逸脱しないよう繰出金の検討について、慎重に協議して進めていただきたい、というような形の附帯意見も検討していただきたい。

委員 一般会計の繰入については、すぐに検討というのは難しいと思うので、なるべく早いうちにといった表現の文章を答申に加えていただきたい。

委員 一般会計から繰り入れるということも検討すると書いてあるが、その前に自浄努力が本来必要だと思う。自らもう少し削減するという努力を出していくべきであろうと思う。

委員 附帯意見の(5)に節減の努力をするといった表現を加えていただきたい。

委員 単なる料金の改定だけではなく、歳出部分を自浄努力によって削減する、という意見も入れていただきたい。

また、補助金の拡充といった表現があるが、補助金の導入にあたり、事業の見直しにより受けられる補助金というのも実際あると思う。そういった自浄努力をし、該当の補助金がないからということではなく、補助金をもらえる努力をしていただきたい。

答申案の1について、本市水道事業とあるが答申を出すのは本委員会であるため、沼田市水道事業という表現が良いかと思う。

会議録

また、1の料金改定の考え方という表現より、料金改定の必要性といった表現が良いと思う。末尾に水道料金の値上げが必要であると書いてあるが、値上げありきの議論をしてきたわけではなく、料金改定はまず必要だということで、料金改定の考え方として、改定率も含めて値上げが妥当であると思ったところである。答申案の1には、水道料金の値上げが必要であるとあるが、料金改定の必要性という点においては、30年見直しをしていない中で、29%で示されていた試算を、28%の増加が妥当であるという方針として出してきた。

附帯意見の順番について、本委員会が主張したい部分を1番上に持ってきた方が良いと思う。料金については、できれば値上げしない方が良いが、料金改定をせざるを得ない状況というのは理解できるので、市民生活に十分配慮し、できるだけ市民の負担を最小限にするようにといったメッセージを入れていただき、そこで経費の削減や身を切る改革を進めてほしいといったものがあれば良いのかと思う。また、市民に周知して、という部分があるが、今沼田市水道事業の置かれている現状や課題、改定に必要な理由をもっと丁寧に説明していただきたい。その際、専門的な言葉が非常に多く、市民の方の受け入れが出来るのかなと思うので、もっと市民目線でわかりやすい言葉で説明してもら方が良いと思う。また、料金改定は30年やってこなかったというところが、一気に後の世代に降りかかっているところもあるので、沼田市が示す経営戦略や水道ビジョンを市民に十分に理解していただいた上で、今後は定期的・計画的な見直しを進めていただきたい。

委員           では、答申案の1の本市水道事業を沼田市水道事業に、末尾の水道料金の値上げを、水道料金の改定に修正していただきたい。後は、附帯意見の方で（1）の国庫補助金制度を、国庫補助金制度等に直すというのはどうか。また、長期的な計画性をもってという文言を併せて加えていただきたい。それから（1）～（7）の中で順番を考えた場合、1番上に持ってきた方が良いものがあればご意見いただきたい。例えば（3）が市民生活に与える影響に配慮して、とあり、料金改定の必要性が書かれているので、（3）を1番上に持っていくという案もある。（3）について、慎重に検討の上という文言を加え、（3）を（1）にするのはどうか。

委員           （3）の事務局の説明で、段階的な引き上げについては、5年後以降のものではなくて、今の料金改定率を28%を段階的にすること、という説明があったが。

委員           （3）は短期の話であれば、あまり上に持ってこない方が良い。（1）の方が長期的な話であれば、順番を変えずそのままだが良いと思う。それから、遊休地の活用、資産の整備について具体的に附帯意見に入れるかどうか。

委員           経営戦略上は、遊休資産の活用に関する検討をすると書いてある。遊休資産の活用を含めて附帯意見に入れていただきたい。

委員           遊休資産については、これから出てくるもので、10年先だったはずだ。

事務局          そのとおりである。今回の経営戦略の5年間の料金の見直しの中では出てこないため、次回の水道料金あり方検討委員会の中で議論していただきたい。

|     |                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 実際に言ったら、今から１０年先である。かなり先の遊休地の話になってしまう。                                                                                                                |
| 事務局 | 新しい浄水場が稼働して、古い浄水場を解体したときに始めて遊休地の活用の話になる。                                                                                                             |
| 委員  | 入れるとしたら、将来における遊休資産の活用も含めてという表現になる。もしくはもう入れないということも。                                                                                                  |
| 委員  | そこはもう答申しなくも市長の頭の中には遊休資産をうまく活用することはあるはずだ。この機会にまた出してもどうなのか。                                                                                            |
| 事務局 | 経営戦略の内容をすべてここに盛り込むということは、正直不可能であり、委員の皆さんからいただいた意見を反映したものが、答申案に記載した（１）～（７）になる。答申案に多少肉付けするような形にしていきたい。                                                 |
| 委員  | （５）について、遊休資産は少し具体的すぎるので、入れないという形でよろしいか。また、自浄努力については（１）に入れればと思うが。                                                                                     |
| 委員  | 附帯意見ではなく、前段の１の料金改定の考え方に入れていただければと思う。                                                                                                                 |
| 委員  | 附帯意見（５）の歳出の前に歳入を入れていただきたい。                                                                                                                           |
| 委員  | 附帯意見（５）について、慎重に見直しをするという話があったが、慎重という表現の場合、時間をかけて先というイメージになる。逆に積極的にやってほしいという意見だと思う。                                                                   |
| 委員  | 値上げありきではないということを踏まえて、適切にという表現にしていきたい。                                                                                                                |
| 委員  | １の料金改定の考え方の文章に、職員や企業債残高の削減とあるが、職員も減ってきたということなのか。その場合どのくらい減ったのか。水道事業だけの問題ではなく、市役所の中の人事政策で市役所全体として職員が減っている場合、表現が違うのでは。この表現だと、市民からは水道事業の職員のみが減ったと捉えられる。 |
| 事務局 | 水道事業特有の特徴として言えば、料金徴収は業者に委託しており、業務委託による職員の削減の取組として入れた。                                                                                                |
| 委員  | 一般的に水道事業の職員とその他の職員は、市の職員という同じ括りで見えてしまうが、検針員などは別で雇っているわけで、そこを考えると別の言い回しが良いのでは。                                                                        |
| 事務局 | 職員というと、幅広くなるため、人件費や企業債残高の削減という言葉に修正させていただければと思う。                                                                                                     |

会議録

- 委員 附帯意見の（６）のところで、影響の大きい使用者への助成制度、とあるが、助成することを悪いとは思っていないが、具体的に、助成制度そのものが現在あるのか。もし無い場合、新たに作ろうとしている、そういう意味なのか。
- 事務局 助成制度について、意見としていただいたので附帯意見に反映させたが、制度は現状ない。水道事業で助成に必要な資金を賄うとすると、当然その部分が不足となる。さらに次回の改定時には、より大きな改定率となり、助成を受けられない方に負担がかかるという悪循環が起こる可能性がある。もし実施するとすると、一般財源に頼らなければならないため、財政部局との協議が必要になる。
- 委員 すでに他の市町村では、助成制度があるが、全く新しいところで助成制度を検討するとなると大変になるのかなと思う。
- 委員 前回出た意見の中で、大口利用者である病院などの負担が大きくなったらどうするかという話があったが、所得の低い方だけでなく、大口利用者について検討することも必要かと。
- 細かい点ではあるが、附帯意見の（６）は、円高ではなく円安だと思うが。それから４の料金改定日について、今後５年間は欠損金が発生しない見込みであるが、令和１３年度から欠損金が発生し、となると、令和７年度～１１年度の５年間であるため、令和１２年はカウントしなくて良いのかという点が気になったところである。
- 事務局 令和１２年も含めた６年に修正させていただく。
- 委員 従量料金について、水量は小数点未満は切捨となるのか。
- 事務局 通常、切捨となる。
- 委員 答申については、委員長に最後確認をお願いしたい。
- 事務局 答申案について意見をいただいた箇所を修正しているので、修正後の答申案をご確認いただきこの場で了承いただくのは可能か。
- 委員 了解した。
- 委員 附帯意見（１）について、さらなる節減の努力、という表現を加えていただいたが、さらなる費用節減の努力、に修正していただきたい。また、附帯意見（４）について、簡易水道料金について早期見直しを検討すること、とあるが、簡易水道区域との料金格差が過度に生じないように制度や料金を検討すること、に修正していただきたい。
- 委員 １の料金改定の考え方を、料金改定の必要性に修正していただきたい。

|     |                                     |                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議録 | ※修正後、答申案を読み上げ                       |                                                                                                          |
|     | 委員                                  | 修正後の答申案を確認したが、何か意見はあるか。                                                                                  |
|     | (3) 今後のスケジュール                       |                                                                                                          |
|     | 事務局より、沼田市水道料金あり方検討委員会（第5回）資料に基づき、説明 |                                                                                                          |
|     | 【質疑・意見】                             |                                                                                                          |
|     | 委員                                  | 委員会への報告は何をするのか。また、料金改定については、条例改正をすることになると思うが、それについて、市民のパブリックコメント等を取る予定というのはあるのか。                         |
|     | 事務局                                 | 事務局にて報告させていただく。今後、答申を受け、新料金体系を構築し、新しい料金案は、12月議会に上程するが、その前段で全市会議員に新料金体系について、説明する予定である。                    |
|     | 委員                                  | 市民へのパブリックコメント・意見聴取等はないのか。市民の意見を聞いた上で、最終的に条例案を策定するのかと思っていたが。                                              |
|     | 事務局                                 | 水道料金に関しては、この答申というのは非常に重いものであるため、これを受けて、新たな水道料金体系を構築し、市民の皆様に新しい料金を周知するということを考えている。特に意見をいただくといったことは考えていない。 |
|     | 委員                                  | その他の各種使用料金等、そういった改定の場合、特に毎回取っている状況ではないのか。                                                                |
|     | 事務局                                 | 水道料金の改定は30年前ではあるが、そういう話はなかったかと思われる。                                                                      |
|     | 委員                                  | 例えば運動場であったり、一般会計等の別会計のものについてはどうなのか。                                                                      |
|     | 事務局                                 | 運動場の使用料というのは、改めて調べていないがそのような話は聞いていない。                                                                    |
|     | 委員                                  | 水道料金の改定だけがパブリックコメント等を取っていない状態ではないということか。                                                                 |
|     | 委員                                  | 11月に給水条例改正とあるが、改正案ではないか。改正はまだできないはずだ。                                                                    |
|     | 事務局                                 | 改正案で修正させていただく。                                                                                           |
|     | 委員                                  | 第3回以降、会議は非公開だったが、いつから公開されるのか。                                                                            |
|     | 事務局                                 | 10月11日に答申を予定しているため、答申後に公開となる。                                                                            |
|     | 4 その他                               | ・事務局より、その他事務連絡等を連絡                                                                                       |
|     | 5 閉 会                               |                                                                                                          |